

請求の範囲

- [請求項1] イソアミルプロピオネートを含む、ノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項2] 前記イソアミルプロピオネートの含有量（X）が、前記ノンアルコールビールテイスト飲料基準で、1900質量ppb以下である、請求項1に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項3] さらに酒石酸を含有する、請求項1又は2に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項4] 前記酒石酸の含有量（Y）が、前記ノンアルコールビールテイスト飲料基準で、5～280質量ppmである、請求項3に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項5] 前記イソアミルプロピオネートの含有量（X）（単位：質量ppb）と前記酒石酸の含有量（Y）（単位：質量ppm）との比 $[(X)/(Y)]$ が、0.01～500である、請求項3又は4に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項6] 前記ノンアルコールビールテイスト飲料のアルコール度数が、1（ v/v ）%未満である、請求項1～5のいずれか一項に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項7] 前記ノンアルコールビールテイスト飲料の炭酸ガス圧が、5.0kg/cm²以下である、請求項1～6のいずれか一項に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。
- [請求項8] 前記ノンアルコールビールテイスト飲料が、非発酵飲料である、請求項1～7のいずれか一項に記載のノンアルコールビールテイスト飲料。